

令和6年2月23日

ご家族様 各位

特別養護老人ホーム櫻ホーム西神
施設長 馬場宏知

ご入居者様の外出・外泊の再開について（ご案内）

拝啓 日差しに春の訪れを感じる季節となりましたが、皆様、お健やかに過ごしてでしょうか。平素から特別養護老人ホーム櫻ホーム西神の運営に多大なるご協力を賜わりありがとうございます。

さて、当施設では新型コロナウイルス感染防止の観点から、令和2年4月の開設当初から標記の外出・外泊を中止していましたが、①令和5年度新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針、②当施設での新型コロナウイルス予防接種ワクチンの接種状況などを総合的に勘案し、下記のとおり再開することとしましたので、お知らせします。

記

1 外泊・外出の再開年月日

令和6年4月1日から

2 外出・外泊事前申請書の提出

外出・外泊の2日前までに「外出・外泊申請書」の提出をお願いいたします（外出・外泊が土日祝日の場合はその前の平日まで）。

3 外出・外泊までの流れ

- (1) 「外出・外泊申請書」を2日前まで（外出・外泊が土日祝日の場合はその前の平日まで）に提出（FAX 可 078-995-7146）する。
 - ア 申請者は身元引受人（家族）に限ります。
 - イ 申請書は当施設に取りに来られるか、当施設のホームページからダウンロードする。
- (2) 「外出・外泊申請書」の内容などを審査し、その適否について申請者（ご家族様）に連絡する。 **【裏面に続く】**

なお、注意事項などは以下のとおりである。

- ア 外出・外泊時の送迎などはご家族様対応となる。ご家族様からの当施設への送迎可能時間（門限）は9時30分から18時00分までであるので注意する。
 - イ ご入居様の心身の状況、疾病、外出・外泊に耐えられる体力の有無や感染症の状況などを施設長が総合的に判断することから、外出・外泊が出来ない場合がある。
 - ウ 外出・外泊の当日に「外出・外泊に係る事前提出資料」を提出し異常が無いかを確認した上で、外出・外泊を行う。
- (3) 外出・外泊中は「ご入居者様の外出・外泊実施の際の注意事項」などの内容にしたがい行動する。
- ア 特に、ご入居者様の薬の飲み忘れや感染症対策の徹底について注意する。
 - イ ご入居者様だけでなく、接触する方は日々の検温を行うとともに健康状態を把握し、感染症対策を講じる。
 - ウ ご入居者様及びご入居者様と接触する方は、マスクを着用するとともに、うがい・手指消毒を定期的に行う。
- (4) 当施設に戻った時点で「外出・外泊時状況報告書」を提出する。
- ア この報告書は、ご入居者様及び他のご入居者様並びに職員の生命と健康のための重要な情報となることから、ご入居者様や外出・外泊時に関わった方全員に対する状況を正確に記載する。
 - イ 内容によっては神戸市保健所等と対応策などを協議するとともに、今後の外出・外泊などのご希望に添いかねる場合がある。

【問い合わせ先】

〒651-2217 神戸市西区月が丘1丁目41-12
特別養護老人ホーム櫻ホーム西神
北野（きたの） 長田（おさだ）
☎：078-995-7145 fax：078-995-7146
Mail：sakuraseishin0401@outlook.jp